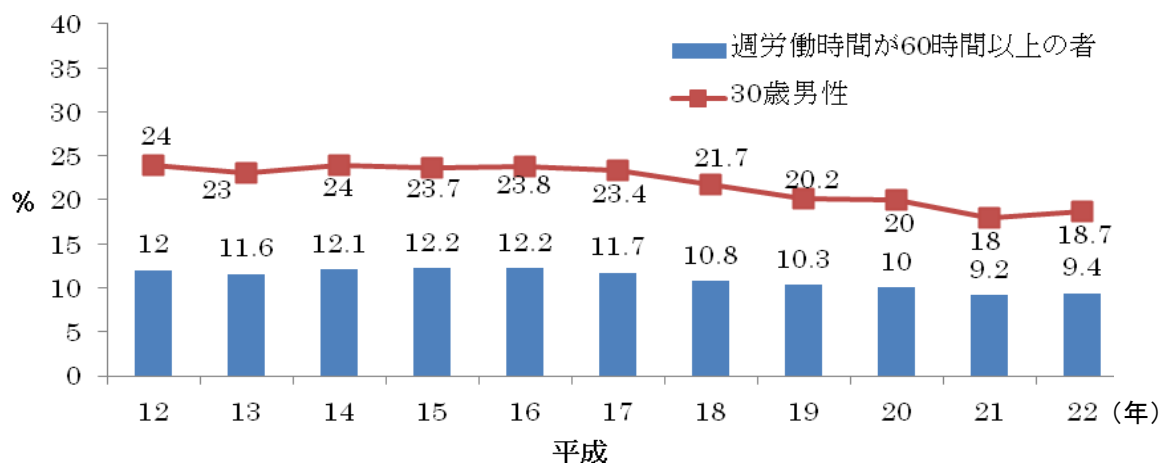


1 労働時間等の現状

「労働力調査」(総務省統計局)によると、平成22年における週労働時間が60時間以上の労働者の割合は9.4%となっており、特に子育て世代に当たる30歳代男性では18.7%と高い水準で推移するなど、依然として長時間労働の実態がみられます。

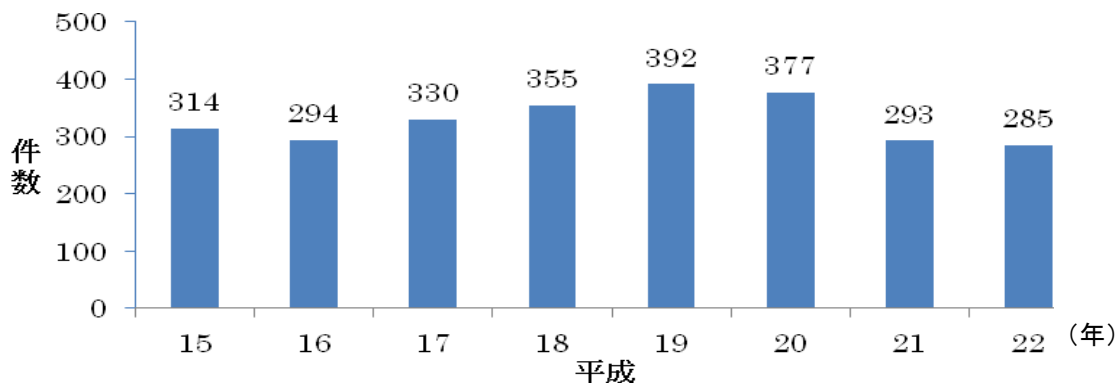
図1 週労働時間が60時間以上の労働者の割合の推移



2 過重労働による健康障害について

脳・心臓疾患に関する事案で労災補償の支給決定がなされた件数は285件に上っています。(平成23年6月14日厚生労働省発表「平成22年度 脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況まとめ」)

図2 脳・心臓疾患に関する事案で労災補償の支給決定がなされた件



なお、事業者は、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、医師による面接指導などを実施することが望まれます。

3 賃金不払残業(注)について

平成22年度において、全国の労働基準監督署が残業に対する割増賃金が不払になっているとして、労働基準法違反で是正指導した事案のうち、1企業当たり100万円以上の支払がなされた企業数は1,386企業、支払われた割増賃金の合計は123億2,358万円、対象労働者数は11万5,231人となっています。(平成23年10月19日厚生労働省発表「平成22年度 賃金不払残業(サービス残業) 是正結果まとめ」)

(注) 賃金不払残業とは、所定労働時間外に労働時間の一部または全部に対して所定の賃金または割増賃金を支払うことなく労働を行わせることをいいます。